

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

一	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）	1
二	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百一号）（抄）	3
三	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（抄）	6
四	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）	6
五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百四十八号）（抄）	6



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十二号）による改正後の条文

（海洋施設の油記録簿等）

第十八条の四 油又は有害液体物質の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。

2 前項に規定する海洋施設の管理者は、当該海洋施設における油又は有害液体物質の受入れその他油又は有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。

3 海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該海洋施設の管理者の事務所に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿及び有害液体物質記録簿の様式その他油記録簿及び有害液体物質記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（海洋施設発生廃棄物汚染防止規程）

第十八条の五 国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、海洋施設発生廃棄物（当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。）の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項について、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを海洋施設内に備え置き、又は掲示しておくことなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え置き、又は掲示しておくことが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え置くことができる。

2 海洋施設の管理者は、前項の海洋施設発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項を、当該海洋施設内にある者のうち海洋施設発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

（海洋施設発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示）

第十八条の六 国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該海洋施設内にある者が海洋施設

設発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該海洋施設内において当該海洋施設内にある者に見やすいように掲示しなければならない。

(油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄物の禁止)

第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条、第十九条の二十六及び第五十五条第一項第六号において「油等」という。）の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。

- 一 海底及びその下における鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄であつて、海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
- 二 二酸化炭素が大部分を占めるガスで政令で定める基準に適合するもの（以下「特定二酸化炭素ガス」という。）の海底下廃棄であつて、次条第一項の許可を受けてするもの

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可)

第十八条の八 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画
- 三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視（次条第三号及び第十八条の十において単に「汚染状況の監視」という。）に関する計画
- 四 その他環境省令で定める事項

(指定海域の指定等)

第十八条の十五 環境大臣は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域であつて、海底及びその下の掘削その他の海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを指定海域として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

- 3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。
- 4 環境大臣は、海底の下にある特定二酸化炭素ガスの除去等により、指定海域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定海域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（海洋施設）

第一条の六 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- 一 人を収容することができる構造を有する工作物
- 二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物
- 2 油、有害液体物質並びに法第十条第二項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十九条の規定並びに法第十九条の二第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十九条の二及び第十九条の二の二の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設でないものとする。

（海洋施設発生廃棄物）

第十一条の三 法第十九条の二第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物
- 二 輸送活動、漁ろう活動その他の海洋施設の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（海洋施設の通常の活動に伴い生じた油等以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。）

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十一条の四 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる

原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

(略)

(船級協会等の登録の有効期間)

第十一条の五 法第十九条の十五第三項(法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)、法第十九条の四十九第三項及び法第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第三条の規定を準用する。

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第十一条の六 法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の七 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、当該海域の範囲は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

(次表 略)

2 法第十九条の二十一第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 硫黄分の濃度が次の値以下であること。

イ 前項の表第一号及び第二号に掲げる海域で使用される燃料油にあつては、質量百分率一・五パーセント

ロ 前項の表第三号に掲げる海域で使用される燃料油にあつては、質量百分率四・五パーセント

二 無機酸を含まないこと。

第十一条の八 法第十九条の二十一第二項の政令で定める海域は、前条第一項の表第一号及び第二号に掲げる海域とする。

2 法第十九条の二十一第二項の政令で定める基準は、硫黄分の濃度が質量百分率四・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこととする。

(排他的経済水域等における適用関係)

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第二条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の七第二項第二号及び第十一条の八第二項中「無機酸」とあるのは「第二議定書(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。)」によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書(以下「条約附属書」という。)(第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。))の船舶(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。)(が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの」と、第十二条第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)」とあるのは「条約附属書 第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 前項に規定するもののほか、法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項の規定により我が国の排他的経済水域に適用される法に基づく命令の適用関係の整理のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

別表第一の五(第一条の八、第十一条の六関係)

(略)

別表第二の二(第四条、第九条の三、第十一条の六関係)

(略)

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（抄）

第八条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理
- 二 土地の掘削

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）

（鉱業）

第四条 この法律において「鉱業」とは、鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。

（鉱業権）

第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百四十八号）（抄）

附 則

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第十一条の七第一項の表第二号に掲げる海域についての同条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」とする。